

都市計画法第 32 条に基づく協議及び
帰属・管理の手引き

令和 6 年 7 月 1 日
今治市 建設部都市政策局 都市政策課

目 次

1. 帰属・管理とは	1
2. 協議から帰属までの流れ	2
3. 今治市帰属手続き要領	3
4. 公共施設の管理予定者との協議に関する基準	4
5. 公共施設の用に供する土地の帰属及び管理の引継ぎに関する基準	8
【共通事項】	
道路施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等	13
公園・緑地施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等	17
下水道施設（公共下水道事業計画区域内）の帰属 及び管理の引継ぎに関する基準等	19
排水施設（公共下水道事業計画事業計画区域外）の帰属 及び管理の引継ぎに関する基準等	21
農道・水路及び河川施設の帰属 及び管理の引継ぎに関する基準等	23
上水道施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等	27
消防水利施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等	30
様式	32
付録	42

1. 帰属・管理とは

開発許可を受けた開発行為により設置された公共施設及び当該公共施設の用に供する土地については、その用途に従った有効かつ適正な維持管理がなされる必要がある。

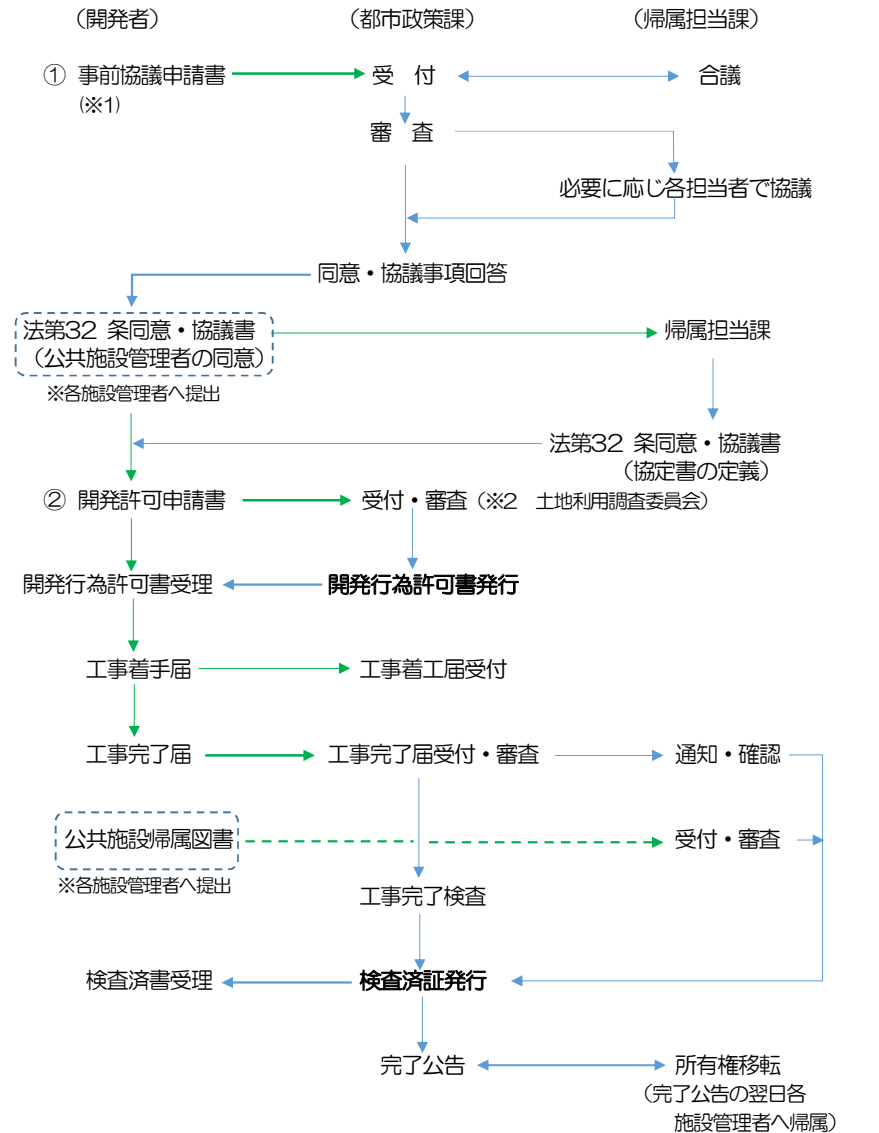
このため、都市計画法第39条、第40条の規定に基づき公共施設及びその用に供する土地については、完了公告の翌日に今治市に帰属・管理することとなる。

(定義)

この手引き書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 ……主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発区域 ……開発行為をする土地の区域をいう。
- (3) 公共施設 ……道路・公園・緑地・下水道・上水道施設・消防水利施設その他公共の用に供する施設をいう。
- (4) 市長等 ……市長・公営企業管理者・消防長をいう。
- (5) 開発者 ……開発行為を行おうとする者をいう。

2. 協議から帰属までの流れ



※1 事前協議が不要な場合は②からのフローとなる。

※2 今治市土地利用調査委員会運営要領において規定する開発行為については土地利用調査委員会において審査

3. 今治市帰属手続き要領

1. 目的

この要領は、都市計画法(以下「法」という。)第 39 条及び第 40 条の規定による今治市に帰属する公共施設の管理及び帰属手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 帰属対象の公共施設

帰属対象となる公共施設は、法第 32 条の規定において、協議が整った道路施設、公園・緑地施設、下水道施設、排水施設、農道・水路施設、河川施設、上水道施設、消防水利施設、ごみ置き場施設、その他公共の用に供する施設とする。

3. 帰属の方法

今治市への帰属は、開発者からの無償提供による。

4. 帰属申請の時期

開発行為に関する完了届提出時に帰属関係図書を都市政策課及び帰属先の主管課に提出する。ただし、提出書類が完備していないときは完了届を受付しない。

5. 帰属対象公共施設の検査

完了検査は、都市政策課と帰属先の主管課で行う。ただし、都市政策課と帰属先の主管課が、検査方法を協議し、都市政策課が代わってこれを行うことができる。また、中間検査は必要に応じて別途協議する。

6. 帰属関係図書

帰属関係提出図書は、【帰属及び管理の引継ぎに関する基準等】による。

なお、帰属する土地が次のいずれかに該当するときは、同図書を提出する前に更正、変更又は抹消の登記をすること。

- (1) 登記簿上の面積と実測面積に、著しく差異があるとき。
- (2) 登記簿上の土地所有者が開発者でないとき。
- (3) 抵当権、その他所有権以外の権利の設定がなされているとき。

7. 検査済証交付の留保

帰属手続きが不備なものについては、検査済証の交付を留保することができる。

8. 施行日

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日以降に受付する開発行為事前協議書から施行する。

ただし、施行日までに開発許可を受けたものは、改正前(平成17年3月18日)の今治市土地開発行為に関する指導要綱又は、各課の寄附採択基準に適合するものについて、市で引取り管理を行う。

4. 公共施設の管理予定者との協議に関する基準

(目的)

この基準は、法第32条の規定に基づき、今治市内において行われる開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者(市長等)と協議することにより、公共施設が適正に整備されることを確認し、これらの管理及び権利を市から引き継ぐ時期等を明確にすることによって、良好な住環境を確保することを目的とする。

(公共施設管理者の同意・協議：法第32条)

開発許可を申請しようとする者は、事業が円滑に実施され、かつ、新設又は改修された公共施設の管理が円滑に管理者に引継がれるようにするため、あらかじめ開発行為に係る公共施設(開発区域外にあって、開発行為の実施に伴って変更又は廃止されることとなる公共施設を含む)の管理者の同意を得るとともに、開発行為によって設置される公共施設を管理することとなる者と協議をしなければならない。

(1) 同意を要するもの

①既存の公共施設等(道路、下水道施設、排水施設、農道・水路施設(法定外公共物)、河川施設、上水道施設、消防水利施設等)の拡張、改修、占用及び放流する場合等は管理者の同意を得なければならない。

(2) 協議を要するもの

- ①新設の公共施設等(道路施設、公園・緑地施設、下水道施設、排水施設、農道・水路施設(法定外公共物)、河川施設、上水道施設、消防水利施設、ごみ置き場施設等)について管理予定者(協議の結果開発者自らが管理する場合も含む)と協議を行うこと。
- ②開発許可申請に伴い設置される公共施設は、帰属が原則(給水施設、ごみ置き場施設、を除く。)であるが、やむを得ない理由等で帰属できない場合も(市道認定などにより、後に帰属される可能性があるため)管理者となるべき者と協議を行うものとする。

(事前協議)

開発許可を申請しようとする者は、許可申請の前に当該開発行為等の計画について、公共施設の適正な配置等関係部局との調整を図るため、開発行為事前協議書(P43参照)を提出すること。

ただし、以下の開発・建築行為は不要とする。

- ・主たる用途が自己の居住を目的とするもの。
- ・市街化調整区域になった時点で既に宅地であった土地に第二種低層住居専用地域内において建築可能な建築物の建築を目的とするもの。
- ・新設及び既設の公共施設等についての管理予定者との管理・帰属についての協議事項が無い開発行為等。

(提出先及び協議の主管課)

協議申請書は、各主管課に提出し、公共施設を市から引き継ぐことについての協議を行うものとする。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 全体指導 | ：都市政策課 |
| (2) 道路施設 | ：用地管理課 |
| (3) 公園・緑地施設 | ：公園緑地課 |
| (4) 下水道施設・排水施設 | ：下水道工務課 |
| (5) 農道・水路施設・河川施設 | ：農業土木課 |

- この協議経過書と協定書をもって、法第30条第2項の規定による市長との協議の経過を示す書面とする。

関係する公共施設	[〇〇 施設] 開発者の負担で整備するものとする。 〇〇〇について〇〇とすること。
開発行為の 申請者住所氏名	今治市〇〇町〇〇 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
開発区域の地名、地番	今治市〇〇町〇〇丁目甲〇〇番、〇〇番
開発区域の面積	m ²
開発行為の目的	分譲住宅（専用住宅）〇〇区画、

管理予定者との協議経過書(例)

(予定建築物の用途) 分譲住宅(専用住宅) 10区画

開発区域の名称				今治市〇〇町〇〇丁目甲〇〇番、〇〇番			
公共施設の名称				道路施設			
協議項目		協議内容		協議結果(協定内容)			
設 計		都市計画法及び市の許可基準に基づき設計を行った。		支障なし。			
管 理 方 法		市の許可基準のとおり行い、市に無償寄附を行うので、市で管理願います。		協定書による。			
土 地 の 帰 属		市に無償で提供します。		市の帰属とする。 工事完了届提出の際、所有権移転等の書類を提出すること。			
費 用 の 負 担		自己の負担で行います。		開発者の負担で整備するものとする。			
そ の 他							
協議年月日		開発行為申請者 (代理者)	住所 氏名	今治市〇〇町〇〇 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 印			
令和〇年〇月〇〇日		協議指導者 (管理予定者)	住所 氏名	印			

5. 公共施設の用に供する土地の帰属及び管理の引継ぎに関する基準

【共通事項】

市が帰属及び管理する公共施設は、次に掲げる条件を具備しているものでなければならない。

- (1) 法第32条による協議において、市が帰属及び管理を行う旨の確認がなされているもの。
- (2) 公共施設の用に供する土地の分筆又は合筆等が終了し、所有権移転登記に必要な所定の手続きがなされているもの。
- (3) 抵当権、賃借権、その他第三者の権利が設定されていないもの。
- (4) 隣接地との境界が、構造物等で明示されているもの。
- (5) 市長等の行う工事完了検査に合格したもの。
- (6) その他市長等との協議により交わした協議経過書及び協定書の条件を満たしているもの。

協 定 書

全体協定

（開発行為を行う者の責務）

第1条 乙は、要綱に基づく甲の指示及び要綱第6条に定める技術基準に従って開発行為を行うとともに、要綱第3条各項に定める事業者の責務を遵守しなければならない。

（周知措置等）

第2条 乙は、開発行為の概要について付近地域住民に周知するため必要な措置を講ずるとともに、その理解と協力を得るよう誠意をもって努めなければならない。

（自然保護等）

第3条 乙は、開発行為を行うに当たっては、自然保護及び環境保全に対する措置を他に優先して講ずるものとする。
2 乙は、甲が別に基準を示して緑化を指示する場合のほか、開発行為に係る敷地内に樹木、花等を植栽し、緑豊かな環境づくりに努めるものとする。

（文化財等の保存保護）

第4条 乙は、開発行為を行うに当たって埋蔵文化財等の保存保護を適切に行うため、今治市教育委員会と事前に協議し、適切な措置を講ずるものとする。

（災害の防止等）

第5条 乙は、工事の着手に当たっては、がけくずれ、土砂の流出、地すべり、出水等災害の防止に対する万全の処置を講ずるほか、工事中の災害を未然に防ぐよう処置しなければならない。
2 開発行為に起因する災害が発生したときは、乙の責任において適切かつ速やかに処理しなければならない。
3 乙は、工事中使用する国道、県道、市道及び農道については充分維持管理を行い、通行に支障を来さないよう努めなければならない。

（調査及び報告）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、その職員をして開発区域内に立ち入って調査をし、又は報告を求めることができる。
2 乙は、前項の立入り調査又は報告書の提出を拒んではならない。

（完了報告及び記録）

第7条 乙は、開発行為に係る工事に着手したとき又は完了したときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。
2 乙は、工事中の工作物（基礎、擁壁、排水管等）が地中に埋設され完成後確認の困難なものについては、写真等で記録をし、甲に報告しなければならない。

（公共施設用地の帰属）

第8条 都市計画法第40条の規定により、工事完了の公告の日の翌日に公共施設用地は甲に帰属することになるため、乙は、前条の規定による工事完了届の際、所有権移転等に必要な次の書類を甲（法第32条の規定に基づき、協議経過書を交わした公共施設を管理することとなる者）に提出しなければならない。
(1) 分筆後の登記事項証明書（抵当権等を抹消済みのもの）
(2) 登記原因証明情報
(3) 登記承諾書
(4) 印鑑証明書 2通
(5) 地籍図（地番公図）
(6) 前各号に掲げるもののほか、登記に必要な書類

（公共施設の帰属）

第9条 都市計画法第39条の規定により、甲の管理に属することとなる公共施設は、工事完了の公告の日の翌日に無償で甲に寄附するものとし、乙は、第7条の規定による工事完了届の際、次の書類を甲（法第32条の規定に基づき、協議経過書を交わした公共施設を管理することとなる者）に提出しなければならない。
(1) 位置図
(2) 施設平面図
(3) 施設縦断面図
(4) 施設横断面図
(5) 前各号に掲げるもののほか、施設管理者が管理に必要とする書類

（権利義務の承継等）

第10条 乙が開発行為に係る事業の地位を第三者に承継させるときは、書面をもってこの協定に基づく乙の地位を承継する旨の特約を定めるものとする。
2 乙は、宅地分譲等により開発行為に係る土地を他人に譲渡する場合において、この要綱等に基づく乙の債務及び努力義務の未済分があるときは、当該売買契約等においてこれを明記し、譲受人が履行することについての特約を定めなければならない。

(賠償責任)

第11条 乙の行う開発行為により、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は、一切の賠償の責任を負うものとする。

(特約事項)

第12条 乙は、開発行為の適正な施行を図るため前各条に定めるもののほか、別記特約事項について、これを誠実に履行するものとする。

(その他の事項)

第13条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、甲、乙協議して処理するものとする。

以上の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲	今治市長	印
乙	住 所 氏 名	印

(別記特約事項 記載例)

別記

特 約 事 項

1. 開発行為により設置された道路施設及び下水道施設（本管のみ）の公共施設は、都市計画法 第32条の協議により甲の帰属管理となるものとし、乙は甲に無償で寄附するものとする。
2. 下水道施設については、中間検査までに埋設管内のカメラ調査を実施し、協議指導者（管理予定者）の確認を得るものとする。
3. 公園用地は植栽等を行い、乙は甲に無償で寄附するものとする。施設等の管理については、乙及び利用者が協力して行うものとする。
4. ごみ置場施設については乙の帰属とし、清掃等管理については、乙及び利用者が協力して行なうものとする。
5. 防火水槽及び用地については甲の帰属とし、乙は甲に無償で寄附するものとする。なお、その管理については今治市消防本部が行なうものとする。
6. 分筆登記簿謄本における地目は、寄附する時点までに、道路は公衆用道路に、公園は公園に防火水槽用地は雑種地に地目変更を行なうこと。
7. 電柱は道路施設内に建柱しないこと。
8. 開発道路からの出入りの際、交通の見通しの確保のためカーブミラー等の設置の要望があった場合は、乙により設置するものとする。

以 下 余 白

【道路施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等】

1. 開発行為により設置された道路施設は、今治市建設部建設政策局用地管理課が管理する。
ただし、共通事項に定められた条件並びに下記の基準に基づき交わした協議経過書及び協定書の条件を満たしかつ、市の基準に適合し、検査に合格した施設のみ管理するものとする。
2. 道路占用許可の対象となる工作物、物件又は施設については、道路法第32条及び第33条（地方自治法第238条の4第4項）の規定によるものとする。
3. 道路敷地内にある占用物件については、速やかに今治市道路占用規則（今治市道路占用料徴収条例）に規定する手続きを行うものとする。
4. 道路敷地内に不法占用物件がないこと。
5. 帰属及び管理の引継ぎに関する必要な添付図書

（道路施設）

- ① 管理引継ぎ申請書（様式第4ー1号）
- ② 位置図（都市計画図1/2、500の写し）
- ③ 出来形平面図（縮尺1/250～1/500）（土地利用・造成・排水平面図）道路構造物、附属物、橋梁名及び地盤高を記入すること。
- ④ 道路標準断面（縮尺1/30～1/50）
道路番号を付して舗装厚及び舗装構造を記入すること。
- ⑤ 構造図（縮尺1/30～1/50）
土留、側溝、排水溝、路面柵、暗渠、管渠、街路灯、ガードレール、区画線等の交通安全施設等を明示すること。
- ⑥ 橋梁一般図（縮尺1/30～1/100）
平面図、横断面図、構造図、その他詳細図及び構造計算書
- ⑦ 道路、河川及び水路の占用に対する許可書又は同意書等権利の継承に必要な図書及び譲渡申請書
- ⑧ 占用関係平面図及び占用物件調査書（様式第7号）
地下埋設物の表示の着色は、次のとおりとする。
四電ケーブル（オレンジ） 下水道（茶色） 電話ケーブル（黄色） 水道（青色）
CATV（紫色） ガス（緑色）
- ⑨ その他指示する書類

※⑤、⑥については、道路構造物に関わるものとする。

（道路用地）

- ① 帰属申請書（様式第3号）
- ② 用地の一覧表
- ③ 位置図（住宅地図の写しに開発区域及び道路形状を記載）
- ④ 公図（分筆及び合筆後）
- ⑤ 丈量図（縮尺 1/250～ 1/500）
- ⑥ 地積測量図
- ⑦ 分筆後の登記事項証明書（抵当権等を抹消済みのもの）
- ⑧ 登記承諾書（様式第6号）（日付は記入しないでください。）
- ⑨ 印鑑証明書 2通
- ⑩ 法人の場合は、商業登記簿謄本又は資格証明書
- ⑪ 公衆用道路に地目変更がある場合は、現状写真
（※道路全景（分割可）に、地番を明示。日付は記入しないでください。）

協 定 書

道路用

今治市（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、開発行為により設置された道路施設の維持管理について、次のとおり協定を締結する。

（補修及び整備）

第1条 乙は、甲が定める期間（以下「乙補修期間」という。）において、乙の施工上の不備が原因で甲が帰属を受けることとなる道路施設に破損等が生じたときは、当該道路施設の補修及び整備を行うものとする。

2 前項に定める期間とは、当該道路の供用開始の告示日又は都市計画法36条第3項に規定する完了公告日の翌日から起算して2年を経過した日のいずれか遅い日までの期間とする。

3 第1項に規定する補修及び整備に要する費用は、全て乙の負担とする。

（事故、苦情等）

第2条 乙補修期間において、乙の施工上の不備が原因で事故、苦情、要望等が生じたときは、乙が責任をもって解決するものとする。

（権利の承継）

第3条 乙は、協定書の締結後、当該開発行為に係る権利の全部又は一部を他の者に譲渡するときは、その譲渡する者に対し、この協定書の内容を十分説明した上、この協定書の内容を承継させなければならない。

（定めのない事項及び疑義の解決）

第4条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 今治市別宮町町一丁目4番地1

今治市長

印

乙

印

【公園・緑地施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等】

1. 開発行為により設置され市に帰属する公園・緑地に供する土地及び施設は、共通事項に定められた条件及び下記要件に基づき交わした協議経過書及び協定書の条件を満たしたかつ、市の基準に適合し、検査に合格した施設のみ管理するものとする。

2. 帰属及び管理の引継ぎに関する基準

- (1) 1ヶ所あたり300㎡以上の平坦で、一体となった有効面積を有すること。
- (2) 都市公園・都市緑地としての機能を十分有し、有効かつ安全に利用できること。
- (3) 設置された公園施設は、併せて寄附すること。
- (4) 当該用地を占用しようとする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設については、都市公園法第6条の規定により所定の手続きがなされていること。

3. 帰属及び管理の引継ぎに関する添付書類

(1) 公園・緑地施設

- ① 管理引継申請書（様式第 4-1 号）
- ② 寄附採納願（施設）（様式第 5-1 号）
- ③ 位置図（縮尺 1/2,500）
- ④ 出来形平面図（施設配置図）
- ⑤ 施設詳細図
- ⑥ 公園台帳
- ⑦ 完成写真
- ⑧ その他参考資料

(2) 公園・緑地用地

- ① 帰属申請書（様式第 3 号）
- ② 用地の一覧表
- ③ 位置図
- ④ 公図（分筆及び合筆後）
- ⑤ 丈量図（縮尺 1/250～ 1/500）
- ⑥ 地籍測量図
- ⑦ 分筆後の登記事項証明書（抵当権等を抹消済みのもの）
- ⑧ 登記承諾書（様式第 6 号）（日付は記入しないでください。）
- ⑨ 印鑑証明書 2通
- ⑩ 法人の場合は、商業登記簿謄本又は資格証明書

協 定 書

公園用

今治市（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、開発行為により設置された公園・緑地施設（以下「公園」という。）の管理について、次のとおり協定する。

（公園の所在）

第1条 開発行為により設置された公園は、次のとおりとする。

所 在： 今治市

地 目： 公園

地 積： 〇〇〇㎡

（補修及び整備）

第1条 甲が定める期間（以下「乙補修期間」という。）において、乙の施工上の不備が原因で甲が帰属を受けることとなる公園・緑地施設に破損等が生じたときは、当該道路施設の補修及び整備を行うものとする。

2 前項に定める期間とは、都市公園として供用開始日又は都市計画法36条第3項に規定する完了公告日の翌日から起算して2年を経過した日のいずれか遅い日までの期間とする。

3 第1項に規定する補修及び整備に要する費用は、全て乙の負担とする。

（事故、苦情等）

第2条 乙補修期間において、乙の施工上の不備が原因で事故、苦情、要望等が生じたときは、乙が責任をもって解決するものとする。

（権利の承継）

第3条 乙は、協定書の締結後に当該開発行為に関する権利の全部又は一部を他に譲渡する場合は、その者に甲との協議の内容を十分説明のうえ、協定書の内容を承継させなければならない。

（定めのない事項・疑義等の解決）

第4条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書2 通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その1 通を所持する。

年 月 日

甲 今治市別宮町町一丁目4番地1
今治市長

印

乙

印

【下水道施設（公共下水道事業計画区域内）の

帰属及び管理の引継ぎに関する基準等】

1. 開発行為により設置された下水道施設（公共下水道事業計画区域内）は、今治市上下水道部下水道工務課が管理する。ただし、共通事項に定められた条件並びに下記の基準に基づき交わした協議経過書及び協定書の条件を満たしかつ、市の基準に適合し、検査に合格した施設のみ管理するものとする。

2. 帰属・管理の引継ぎに必要な添付書類

（1）下水道施設

- ① 管理引継ぎ申請書（様式第 4-2 号）
- ② 位置図（住宅地図）
- ③ 出来形平面図・縦断面図 ※完成図書で提出済みの場合は不要
- ④ 埋設管内のカメラ調査報告書
- ⑤ 工事写真（着工前・完成写真含む）※完成図書で提出済みの場合は不要
- ⑥ 道路、河川占用等の権利の譲渡申請書（必要な場合）
- ⑦ 完成写真
- ⑧ その他指示する書類

（2）下水道用地（用地の寄附がある場合）

- ① 帰属申請書（様式第 3 号）
- ② 用地の一覧表
- ③ 位置図（住宅地図）
- ④ 公図（分筆及び合筆後）
- ⑤ 丈量図（縮尺 1/250～ 1/500）
- ⑥ 地籍測量図
- ⑦ 分筆後の登記事項証明書（抵当権等を抹消済みのもの）
- ⑧ 登記承諾書（様式第 6 号）（日付は記入しないでください。）
- ⑨ 印鑑証明書 2通
- ⑩ 法人の場合は、商業登記簿謄本又は資格証明書
- ⑪ 状況写真

協 定 書

下水用

今治市下水道管理者（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、開発行為により設置された下水道施設の管理について、次のとおり協定する。

（補修及び整備）

第1条 乙は、甲が定める期間（以下「乙補修期間」という。）において、乙の施工上の不備が原因で甲が帰属を受けることとなる下水道施設に破損等が生じたときは、当該道路施設の補修及び整備を行うものとする。

2 前項に定める期間とは、下水道施設の供用開始日又は都市計画法36条第3項に規定する完了公告日の翌日から起算して2年を経過した日のいずれか遅い日までの期間とする。

3 第1項に規定する補修及び整備に要する費用は、全て乙の負担とする。

（事故、苦情等）

第2条 乙補修期間において、乙の施工上の不備が原因で事故、苦情、要望等が生じたときは、乙が責任をもって解決するものとする。

（権利の承継）

第3条 乙は、協定書の締結後に、当該開発行為に関する権利の全部又は一部を他に譲渡する場合は、その者に甲との協議の内容を十分説明のうえ、協定書の内容を承継させなければならない。

（定めのない事項・疑義の解決）

第4条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市長

印

乙

印

【排水施設(公共下水道事業計画区域外)の

帰属及び管理の引継ぎに関する基準等】

1. 開発行為により設置された排水施設(公共下水道事業計画区域外)は、今治市上下水道部下水道工務課が管理する。ただし、共通事項に定められた条件並びに下記の基準に基づき交わした協議経過書及び協定書の条件を満たしかつ、市の基準に適合し、検査に合格した施設のみ管理するものとする。
2. 帰属・管理の引継ぎに関する基準
(1) 排水施設とは、下水が流入する管渠及び水路等とする。ただし、家庭より本管への取付管は含まれない。
(2) 施設の構造は、開発許可基準(排水施設)の基準に準じたものとする。
3. 帰属・管理の引継ぎに必要な添付書類

(1) 排水施設

- ① 管理引継ぎ申請書(様式第4-2号)
- ② 位置図(住宅地図)
- ③ 出来形平面図・縦断面図 ※完成図書で提出済みの場合は不要
- ④ 埋設管内のカメラ調査報告書
- ⑤ 工事写真(着工前・完成写真含む) ※完成図書で提出済みの場合は不要
- ⑥ 道路、河川占用等の権利の譲渡申請書(必要な場合)
- ⑦ 完成写真
- ⑧ その他指示する書類

(2) 排水用地(用地の寄附がある場合)

- ① 帰属申請書(様式第3号)
- ② 用地の一覧表
- ③ 位置図(住宅地図)
- ④ 公図(分筆及び合筆後)
- ⑤ 丈量図(縮尺 1/250～ 1/500)
- ⑥ 地籍測量図
- ⑦ 分筆後の登記事項証明書(抵当権等を抹消済みのもの)
- ⑧ 登記承諾書(様式第6号)(日付は記入しないでください。)
- ⑨ 印鑑証明書 2通
- ⑩ 法人の場合は、商業登記簿謄本又は資格証明書
- ⑪ 状況写真

協 定 書

排水(下水)用

今治市下水道管理者(以下「甲」という。)と開発者(以下「乙」という。)は、開発行為により設置された排水施設の管理について、次のとおり協定する。

(補修及び整備)

- 第1条 乙は、甲が定める期間(以下「乙補修期間」という。)において、乙の施工上の不備が原因で甲が帰属を受けることとなる排水施設に破損等が生じたときは、当該排水施設の補修及び整備を行うものとする。
- 2 前項に定める期間とは、排水施設の供用開始日又は都市計画法36条第3項に規定する完了公告日の翌日から起算して2年を経過した日のいずれか遅い日までの期間とする。
- 3 第1項に規定する補修及び整備に要する費用は、全て乙の負担とする。

(事故、苦情等)

第2条 乙補修期間において、乙の施工上の不備が原因で事故、苦情、要望等が生じたときは、乙が責任をもって解決するものとする。

(権利の承継)

第3条 乙は、協定書の締結後に、当該開発行為に関する権利の全部又は一部を他に譲渡する場合は、その者に甲との協議の内容を十分説明のうえ、協定書の内容を承継させなければならない。

(定めのない事項・疑義の解決)

第4条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 今治市別宮町町一丁目4番地1

今治市長 印

乙 印

【農道・水路及び河川施設の帰属及び管理の引継 に関する基準等】

1. 開発行為により設置された農道・水路及び河川施設は、今治市建設路建設政策局農業土木課が管理する。ただし、共通事項に定められた条件並びに下記の基準に基づき交わした協議経過書及び協定書の条件を満たしかつ、市の基準に適合し、検査に合格した施設のみ管理するものとする。
2. 帰属の対象となる工作物、物件又は施設は、市所有の財産であって道路法(昭和27年法律第180号)が適用されない道路及びその附属物、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、又は準用されない河川、運河、ため池、用排水路、堤防その他の土地、水面及びこれらの附属物とする。
3. 農道・水路敷地内にある占用物件については、速やかに今治市法定外公共用財産管理条例施行規則(今治市法定外公共用財産管理条例)に規定する手続きを行うものとする。
4. 農道敷地内に不法占用物件がないこと。
5. 帰属及び管理の引継ぎに関する必要な添付図書

(1) 農道施設

- ① 管理引継ぎ申請書(様式第 4-1 号)
- ② 位置図(都市計画図1/2、500 の写し)
- ③ 出来形平面図(縮尺1/250~1/500) (土地利用・造成・排水平面図) 道路構造物、附属物、橋梁名及び地盤高を記入すること。道路標準断面(縮尺1/30~1/50)
- ④ 農道番号を付して舗装厚及び舗装構造を記入すること。
- ⑤ 構造図(縮尺1/30~1/50)
- ⑥ 土留、側溝、排水溝、路面樹、暗渠、管渠、街路灯、ガードレール、区画線等の交通安全施設等を明示すること。
- ⑦ 橋梁一般図(縮尺1/30~1/100)
- ⑧ 平面図、横断面図、構造図、その他詳細図及び構造計算書
- ⑨ 農道、河川及び水路の占用に対する許可書又は同意書等権利の継承に必要な図書及び譲渡申請書
- ⑩ 占用関係平面図及び占用物件調査書(様式第 7 号)
- ⑪ その他指示する書類

※⑤、⑥については、農道構造物に関わるものとする。

(2) 水路施設

- ① 管理引継ぎ申請書(様式第 4-1 号)
- ② 位置図(住宅地図)
- ③ 平面図(縮尺1/250~1/500) (土地利用・造成・排水平面図)
- ④ 構造図(縮尺1/30~1/50)
- ⑤ その他指示する図面

(3) 河川施設

- ① 管理引継ぎ申請書(様式第 4-1 号)
- ② 位置図(住宅地図)
- ③ 平面図(縮尺1/250~1/500) (土地利用・造成・排水平面図)
- ④ 構造図(縮尺1/30~1/50)
- ⑤ その他指示する図面

(4) 農道・水路及び河川用地

- ① 帰属申請書(様式第 3 号)
- ② 用地の一覧表
- ③ 位置図
- ④ 公図(分筆及び合筆後)
- ⑤ 丈量図(縮尺 1/250~ 1/500)
- ⑥ 地積測量図
- ⑦ 分筆後の登記事項証明書(抵当権等を抹消済みのもの)
- ⑧ 登記承諾書(様式第 6 号)(日付は記入しないでください。)
- ⑨ 印鑑証明書 2通
- ⑩ 法人の場合は、商業登記簿謄本又は資格証明書
- ⑪ 現状写真

協 定 書

農道・水路用

今治市（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、開発行為により設置された農道・水路及び河川施設の維持管理について、次のとおり協定を締結する。

（補修及び整備）

第1条 乙は、甲が定める期間（以下「乙補修期間」という。）において、乙の施工上の不備が原因で甲が帰属を受けることとなる農道・水路施設に破損等が生じたときは、当該道路施設の補修及び整備を行うものとする。

2 前項に定める期間とは、農道・水路及び河川施設の供用開始日又は36条第3項に規定する完了公告日の翌日から起算して2年を経過した日のいずれか遅い日までの期間とする。

3 第1項に規定する補修及び整備に要する費用は、全て乙の負担とする。

（事故、苦情等）

第2条 乙補修期間において、乙の施工上の不備が原因で事故、苦情、要望等が生じたときは、乙が責任をもって解決するものとする。

（権利の承継）

第3条 乙は、協定書の締結後、当該開発行為に係る権利の全部又は一部を他の者に譲渡するとき、その譲渡する者に対し、この協定書の内容を十分説明した上、この協定書の内容を承継させなければならない。

（定めのない事項及び疑義の解決）

第4条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 今治市別宮町町一丁目4番地1

今治市長 印

乙 印

【上水道施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等】

今治市上下水道部（公営企業）（以下「部」という。）に帰属し部内管理を引き継ぐ上水道施設は、共通事項に定められた条件並びに下記の基準に基づき交わした協議経過書及び協定書の条件を満たしたものである。

1. 帰属及び管理の引継ぎに関する基準

- (1) 部の設計審査に合格し、今治市指定配水管等工事事業者（以下「事業者」という。）が施工すること。
- (2) 部が定める水道工事共通仕様書を遵守し、当該工事を安全に施工すること。
- (3) 事業者は、当該工事の施工に当たっては、今治市水道工事責任技術者を従事させること。
- (4) 事業者は、水道配水用ポリエチレン管を使用する工事については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会又はPORITEC加盟メーカーの水道配水用ポリエチレン管施工講習会の受講終了者等に施工させること。
- (5) 口径及び資材等は、部の指示に従うこと。
- (6) 公道等、部が認める箇所に布設されていること。
- (7) 開発行為により設置される上水道施設の設計及び上水道施設を部が引き継ぐ時期・方法等について、協議経過書を作成し協定書を締結すること。

2. 帰属及び管理の引継ぎに係る添付書類

- (1) 法第32 条同意書に係る書類
 - ① 寄附採納申請書（様式第 5-2 号）
 - ② 協定書
 - ③ 公図
 - ④ 布設する箇所に私有地が所在する場合は、当該用地の所有者に土地使用承諾を得て『全部事項証明書（土地）』・『土地使用承諾書』・『印鑑証明書』を添付する。
 - ⑤ 農道等に布設する場合は、当該用地を管理する管理者の承諾を得て『同意書』等を添付する。
 - ⑥ 水路を縦横断する場合は、水路を管理する管理者の承諾を得て『同意書』等を添付する。
 - ⑦ その他、部が必要と認める書類。
- (2) 帰属及び管理の引継ぎ申請に係る書類
 - ① 公共施設（上水道施設）の管理の引継ぎ申請書（様式第 4-3 号）
※『印鑑証明書』を添付。
 - ② 位置図
 - ③ 工事写真帳（水道工事標準仕様書・工事記録写真撮影要綱に基づく工事写真帳）
 - ④ 完成図面（水道工事標準仕様書・完成図面作成要綱に基づく完成図面）
 - ⑤ 工事精算書
 - ⑥ その他、部が必要と認める書類。

※上水道施設については20ha以上の開発が法32条協議の対象となる。

協 定 書

上水道用

今治市長（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、開発行為により設置された（ ）の管理について、次のとおり協定する。

（補修及び整備）

第1条 乙は、甲が定める期間（以下「乙補修期間」という。）において、乙の施工上の不備が原因で甲が帰属を受けることとなる（ ）に破損等が生じたときは、当該施設の補修及び整備を行うものとする。

2 前項に定める期間とは、（ ）の供用開始日又は都市計画法36条第3項に規定する完了公告日の翌日から起算して2年を経過した日のいずれか遅い日までの期間とする。

3 第1項に規定する補修及び整備に要する費用は、全て乙の負担とする。

（事故・苦情等）

第2条 乙補修期間において乙の施工上の不備が原因で、事故、苦情、要望等は、乙が責任をもって解決するものとする。

（権利の承継）

第3条 乙は、協定書の締結後に当該開発行為に関する権利の全部又は一部を他 に譲渡する場合は、その者に甲との協議の内容を十分説明のうえ、協定書の内容を承継させなければならない。

（定めない事項・疑義の解決）

第4条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めない事項で必要がある場合は、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市長

印

乙

印

（ ）内：上水道施設、消防水利施設のうち消火栓

【消防水利施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等】

1. 市に帰属する消防水利は、防火水槽にあっては今治市消防本部が管理し、消火栓については今治市上下水道部（公営企業）（以下「部」という。）が管理する。ただし、共通事項に定められた条件並びに下記の基準に基づき交わした協議経過書及び協定書の条件を満たしたものとする。
2. 帰属・管理の引継ぎに関する基準
 - （1）防火水槽は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び今治市開発許可技術的指導基準第2章4に規定する防火水槽に関する基準に適合するものであること。
 - （2）消火栓は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）、今治市開発許可技術的指導基準第2章4に規定する防火水槽に関する基準及び部の基準に適合するものであること。
 - （3）防火水槽設置用地内に、不法占用物がないこと。
3. 帰属・管理引継ぎに必要な添付書類
 - ① 帰属申請書（様式第 3 号）
 - ② 管理の引継ぎ申請書（様式第 4-1 号）
 - ③ 登記承諾書（様式第 6 号）（日付は記入しないでください。）
 - ④ 印鑑証明書
 - ⑤ 土地所有者が法人であるときは、法人の登記簿謄本
 - ⑥ 土地所有者が個人であるときは、本人の住民票
 - ⑦ 土地登記簿謄本
 - ⑧ 位置図（住宅地図の写し）
 - ⑨ 地積測量図
 - ⑩ 施設平面図・施設縦断面図・施設横断面図・施設構造図
 - ⑪ 防火水槽工事完了検査書
 - ⑫ その他消防施設の帰属・管理の引継ぎに必要で、今治市消防本部の指示する書類

ただし、消火栓の帰属に必要な添付書類は、部が定めるものであること。

協 定 書

今治市消防長（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、開発行為により設置された消防水利施設のうち防火水槽の管理について、次のとおり協定する。

（補修及び整備）

- 第1条 乙は、甲が定める期間（以下「乙補修期間」という。）において、乙の施工上の不備が原因で甲が帰属を受けることとなる防火水槽に破損等が生じたときは、当該施設の補修及び整備を行うものとする。
- 2 前項に定める期間とは、防火水槽の供用開始日又は都市計画法36条第3項に規定する完了公告日の翌日から起算して2年を経過した日のいずれか遅い日までの期間とする。
- 3 第1項に規定する補修及び整備に要する費用は、全て乙の負担とする。

（事故・苦情等）

第2条 乙補修期間において乙の施工上の不備が原因で生じた事故、苦情、要望等は、乙が責任をもって解決するものとし、甲は一切の責めを負わない。

（権利の承継）

第3条 乙は、協定書の締結後に、当該開発行為に関する権利の全部又は一部を他に譲渡する場合は、その者に甲との協議の内容を十分説明のうえ、協定書の内容を承継させなければならない。

（定めのない事項・疑義の解決）

第4条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 今治市南宝来町二丁目1-1
今治市消防長

印

乙

印

(様式第1号)

公共施設管理者の同意書	
令和 年 月 日	
今治市長	様
	職
	管 理 者
	氏 名
	印
下記開発行為は管理上支障なきものと認め同意いたします。	
関 係 す る 公 共 施 設	[施設]
開 発 行 為 の 申 請 者 住 所 氏 名	
開発区域の地名、地番	
開 発 区 域 の 面 積	m ²
開 発 行 為 の 目 的	

(様式第2号)

管理予定者との協議経過書

(予定建築物の用途)

開発区域の名称 今治市		
公共施設の名称		
協議項目	協議内容	協議結果(協定内容)
設 計		
管 理 方 法		
土 地 の 帰 属		
費 用 の 負 担		
そ の 他		
協議年月日 令和 年 月 日	開発行為申請者 住所 (代理者) 氏名	印
	協議指導者 住所 (管理予定者) 氏名	印

(様式第3号)

公共施設()の帰属申請書

用地用

(あて先) 今治市長

年 月 日

住 所
申請者
氏 名

印

年 月 日付〇〇〇〇第〇〇号をもって許可を受けた開発行為が完了したので、都市計画法第32条の規定に基づき協議成立し、同意を得た下記公共施設()を同法第40条第2項の規定により貴市に帰属しますので、関係書類を添えて、無償にて寄附します。

今治市

寄附土地の表示							
所 在	地番	地目	登記簿の面積		寄附面積		所有者

()内：道路施設用地、公園・緑地施設用地○r農道・水路施設用地○r河川施設用地○r防火水槽用地

(様式第4—1号)

道路他

公共施設()の管理の引継ぎ申請書

(あて先) 今治市長

年 月 日

住 所
申請者
氏 名

印

年 月 日付 〇〇〇〇 第〇〇号をもって許可を受けた開発行為が完了したので、都市計画法第32条の規定に基づき協議成立し、同意を得た開発区域内の(〇〇〇〇)を同法第39条の規定に基づき管理の引き継ぎをしたいので、無償にて寄附します。

()内：道路施設、公園・緑地施設○r農道・水路施設○r河川施設○r防火水槽

(様式第4—2号)

下水用

公共施設()の管理の引継ぎ申請書

年 月 日

(あて先) 今治市長

住 所
申請者
氏 名 印

年 月 日付〇〇〇〇第〇〇号をもって許可を受けた開発行為が完了したので、都市計画法第32条の規定に基づき協議成立し、同意を得た下記公共施設(〇〇〇〇)を同法第39条の規定に基づき管理の引き継ぎをしたいので、無償にて寄附します。

(1) 施設の所在地 今治市 町 丁目 番地

(2) 移管施設 管種・管径 L= m

マンホール 基

汚水樹および取付管 箇所

(雨水)

その他

()内：公共下水道認可区域内の場合は、下水道施設
公共下水道認可区域外の場合は、排水施設

(様式第4—3号)

上水道・消防

公共施設()の管理の引継ぎ申請書

年 月 日

(あて先) 今治市長

住 所
申請者
氏 名 印

都市計画法第32条の規定により、年 月 日付 〇〇〇〇〇第〇〇号をもって同意を得た開発行為が完了したので、私有地の下記()を無償にて寄附します。

記

所在地	施設名	施設概要	着工年月日	完成年月日

()内：上水道施設、消防水利施設のうち消火栓

(様式第5-1号)

寄附採納願い(公園・緑地施設)

公園用

年 月 日

(あて先) 今治市長

住 所
申請者
氏 名

印

下記に記載する施設について、都市公園・緑地施設として無償で寄附します。

記

施 設	数 量	構造・形式等	製作会社名等
所 在 地			
添付書類等			

(様式第5-2号)

寄附採納申請書

上水道用

令和 年 月 日

(あて先) 今治市長

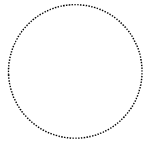
住 所
申請者
氏 名

印

令和 年 月 日付〇〇〇〇第〇〇号をもって事前協議の同意を受けた
開発行為に係る()は、施工に当たって今治市上下水道部(公営企業)
の指導を受け、工事完成後は直ちに上下水道部に寄附しますので、申請します。

()内：上水道施設、消防水利施設のうち消火栓

(様式第6号)



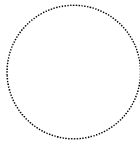
登 記 承 諾 書
(兼 登記原因証明情報)

私所有に係る末尾記載の土地は、()として 年 月 日付
けで今治市へ寄附し、本件不動産の所有権は、同日、今治市に移転したので、今治市にお
いて所有権移転の登記を嘱託することを承諾します。

令和 年 月 日

登記義務者 住 所

氏 名

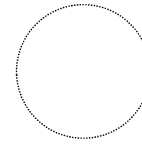


記

今治市

不 動 産 の 表 示	所 在	地 番	地 目	地 籍 (㎡)	

(様式第6号) 相互帰属用



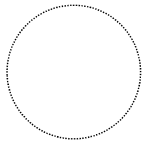
登 記 承 諾 書
(兼 登記原因証明情報)

私所有にかかる末尾記載の土地は、()として 年 月 日付
けで都市計画法第40条第1項の規定により今治市へ帰属したので、今治市において所有
権の移転登記を嘱託することを承諾します。

令和 年 月 日

登記義務者 住 所

氏 名



記

今治市

不 動 産 の 表 示	所 在	地 番	地 目	地 籍 (㎡)	

(様式第7号)

占 用 物 件 調 査 書

所 在 地 今治市

位置番号	路線名	占用物件	占有者	占有物件記号	現所有者氏名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
計					

注) 平面図に位置番号を記入すること。

付 録

(付属様式1号)

開 発 行 為 事 前 協 議 書			
(宛先) 今 治 市 長		年 月 日	
		住 所	
		協議申請者	
		氏 名	
次の開発行為について事前に協議いたします。			
開発区域の位置			
開発区域の面積	㎡ (㎡)		
事業目的			
市街化区域	区域内 ・ 区域外	用途地域	地 域
事業の種類	都市計画法 第34条 第1項 第 号		
設計者	住 所		
	氏 名		
	担当者名	TEL ()	-
事業施行期間	自 年 月 日	至 年 月 日	
添付書類	(1) 開発区域位置図 1/10、000 (2) 開発区域図 1/2、500 (3) 現況図 1/500以上 (4) 土地利用計画図 1/500以上 (5) 丈量図 1/500以上 (6) 造成計画平面図及び縦横断面図 1/500以上 (7) 排水施設計画平面図及び縦断面図 1/500以上 (8) 給水施設計画平面図 1/500以上 (9) 公図（写） (10) 構造図 (11) 現況写真 (12) 新設する公共施設等（用地含む）概要書 (13) その他必要な図書		
※同意番号	年 月 日 第 号		
※協議経過及び協議に付した条件			

注 ※印のある欄は記入しないでください。

(付属様式2号)

新設する公共施設等（用地含む）概要書

新設する公共施設等の名称		概 要		管理者となるべき者の名称	公共施設等用地の帰属	備 考
		面積 (㎡)	比率 (%)			
公共施設	道 路					幅員延長
	公 園					
	緑 地					
	下水(排水)施設					管種・管径延長
	下水(排水)用地					
	農 道 施 設					幅員延長
	農道施設用地					
	水 路 施 設					幅員延長
	水路施設用地					
	上 水 道 施 設					管種・管径延長
	上水道施設用地					
	消防水利施設					
	消防水利用地					
	ごみ置き場施設					
	その他の用地					
	小 計					
公益施設	集会所用地					
	幼稚園用地					
	その他用地					
	小 計					
合 計						

備考1 道路についての備考欄の幅員は、有効幅員を記入。概要欄の面積は、道路敷の面積を記入してください。

- 2 この「新設する公共施設等概要書」は、開発行為事前協議申請書に添付してください。
- 3 管理者および帰属先については、部署(課)名で記載すること

(付属様式 3 号)

開発行為に関する事前協議同意（記載例）

建 都 第 〇〇〇 号
令和 年 月 日

(株)今治
〇〇 〇〇 様

今治市長 印

開発行為に関する事前協議の同意について

令和〇〇年〇月〇日付第〇〇1 号で申請のあった、下記開発行為の事前協議について同意します。

記

申請に係る開発行為

1 開発区域の名称 今治市〇〇町〇〇

2 開発区域の面積: 〇〇〇〇㎡

3 開発行為の目的 分譲宅地 〇区画

(付属様式 4 号)

開発事前協議指摘事項調書（記載例）

No1/O

開発事前協議指摘事項調書			
受付番号：R〇〇〇第〇〇号		令和〇〇年〇〇月〇日受付	協議申請者
担当課： 〇〇〇〇課 TEL： 〇〇-〇〇〇〇	協議対 象施設： 〔〇〇施設〕	事前協議 完了確認： 〇年〇月〇日 担当：〇〇 〇〇	住 所： 〇〇市〇〇町 〇〇丁目〇〇 氏 名： 〇〇 〇〇
・提出書類について下記事項を補正願います。 ・この用紙には書き込みをしないこと。			
項 目	指摘事項		補正確認
土地利用計画	〇〇について〇〇すること		修正完了
造成計画図	指摘事項無し		-
造成断面図	指摘事項無し		-
擁壁断面図			
道路施設計画			
排水施設計画			
給水施設計画			
〇〇施設計画			

(付属様式 5 号)

法 32 条同意

公 共 施 設 の 管 理 者 の 同 意 一 覧 表

年 月 日

(宛先) 今 治 市 長

住 所
申 請 者
氏 名

都市計画法第 3 2 条の規定に基づき下記のとおり同意を得ました。

1 公共施設の管理者

種 別	管 理 者	同 意 年 月 日	摘 要
開 発 区 域 の 所 管 市 町		・ ・	
給 水 施 設 (上 水 道)		・ ・	
下 水 施 設 (下 水 道)		・ ・	
消 防 水 利 施 設		・ ・	
取 付 先 道 路		・ ・	
放 流 先 水 路		・ ・	
水 利 権		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
※ 教 育 施 設		・ ・	
※ 電 気 施 設		・ ・	
※ ガ ス 施 設		・ ・	
※ 輸 送 施 設		・ ・	

- 備考 1 用紙寸法は、日本産業規格 A 4 とすること。
2 公共施設新旧対照図を添付してください。
3 ※印の施設の同意は、2 0 ha 未満の開発行為の場合は不要です。

(付属様式 6 号)

法 32 条協議

公共施設管理予定者との協議一覧表

年 月 日

(宛先) 今 治 市 長

住 所
申 請 者
氏 名

() で行う都市計画法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、当該公共施設等を管理することとなる者と下記のとおり協議しました。

記

協 議 事 項	番 号	概 要			摘 要
		幅員・寸法	延 長	面 積	
1 道 路 施 設					
2 農道・水路及び河川施設					
3 公 園 ・ 緑 地 広 場					
4 下水道及び排水施設					
5 水 道 施 設 等					
6					
7					
8 そ の 他 必 要 事 項					

- 備考 1 用紙寸法は、日本産業規格 A 4 とすること。
2 上記協議事項以外にも、農業用排水施設・溜池施設等について記載してください。
3 上記協議内容を示す書面を添付してください。